

# EBPMの証拠となる情報の改善と その適切な利活用の推進について

---

平成30年8月28日



総務省

# 各府省のEBPM統括責任者と統計幹事の連携 (※1) の連携

※1 統計法改正により自府省の全ての統計に係る総括責任者として統計幹事を設置

- EBPMの基盤となる客観的な証拠として、公的統計 (※2) は重要
- 各府省のEBPM統括責任者と統計幹事が互いに連携し、公的統計の中立性・信頼性の確保及びその適切な利活用のための取組を徹底していくことが必要

※ 公的統計 (※2) には、各府省で実施している統計調査のみならず、既存の行政記録情報や行政機関が通常業務で把握したデータ等から作成される統計 (いわゆる業務統計) も含まれる。

## 各府省のEBPM統括責任者の主な役割

- 統計等データの利活用状況のモニタリングや利活用に関する指導・支援等を通じた、事実・課題の認識、政策の立案と評価における統計等データの取得・整備・利活用や評価の質の向上
- 統計等データの所在案内や、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整
- これらの活動を支える人材の確保と、適切な職務経験の付与等を通じた育成等

(統計改革推進会議「最終とりまとめ」より抜粋)

- 府省内における、統計部局と政策部局の連携の推進
- 統計調査や各種調査・アンケート等を行おうとする場合は、求めるデータの有無や所在をEBPM統括責任者に確認
- 統計調査や各種調査・アンケート等に対する要望の、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等



連携



- EBPMの実践に必要なデータの整備・分析の支援
- 政策部局の職員への統計研修の促進、支援
- 統計等データに係る問合せ・要望への対応の支援

## 統計幹事の主な役割

<統計委員会の補佐>

- 統計委員会への参画
- 統計委員会の審議事項の企画立案の補佐
- 統計委員会において示された方針の自府省への徹底

<府省における統計業務の総括>

- 公的統計基本計画の取組の推進・進捗管理
- 統計人材の確保・育成等に係る取組
- 業務統計を含む公的統計の品質確保等

(平成30年6月に野田総務大臣より徹底)

# 公的統計の改善に向けて

## <関連する主な方針、取組等>

### 統計法の改正（平成30年6月1日一部施行）

- 行政機関等の責務として、統計法の「基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する」と明記  
(基本理念)

#### 第三条

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

#### (行政機関等の責務等)

- 第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。

### 附帯決議（衆議院総務委員会、参議院総務委員会）

- 公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

### 第Ⅲ期公的統計基本計画（平成30年3月6日閣議決定）

- 業務統計も含めた公的統計の品質管理の推進、政策部門における統計人材の確保・育成を盛り込み

### 統計研究研修所における研修

- 統計的思考力とデータ分析の基本的な知識を学ぶための講座「データサイエンス入門」を新設
- 「政策立案と統計」及び「政策評価と統計」の講座において、「EBPMと統計」に関する講義を設定

# 関連する規定、提言等

## 改正統計法（抄）

（基本理念）

第三条

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

（行政機関等の責務等）

第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。〈今回追加〉

## 第三期公的統計基本計画（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) イ 品質管理の推進等

一方で、各府省がニーズに応じた有用性の高い統計を効率的に作成・提供するためには、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管の統計・統計調査の改善を図るとともに、統計作成過程の更なる透明化を促進し、公的統計への理解と活用を一層推進する必要がある。

4 統計リソースの確保・統計人材の育成

(2) 統計人材の確保・育成

また、総務省は、統計部門の人材育成という観点に加え、EBPMの推進という観点から、統計部門以外の職員に対する統計知識の習得を促すため、統計の作成・利用に必要な理論や分析手法などに関する知識、技能及び統計的思考力の習得を目的とした研修の充実等に加え、国・地方公共団体の職員が広く学習すべき項目の選定や研修カリキュラムの開発、研修機会の拡大などに取り組む。

## EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針（抄）

第I部 EBPMを推進するための人材の確保・育成等

2 人材の育成

(1) ① 職員の職務に応じて必要な、EBPMに関する知見（統計リテラシーを含む。）の習得や、EBPMに関する課題の認識を促すため、研修を積極的に活用するものとする。このため、当面、行革事務局は、内閣人事局等が主催する府省横断的な研修等の機会に、講師の派遣等によるEBPMについての啓発に取り組む。また、総括審議官等は、広く職員に対して、上記の府省横断的な研修、②の取組及び第II部2（1）②イの研修等への参加を奨励する。

第II部 統計調査の設計、統計データの作成・提供等に係る専門技術に着目した取組

2 統計人材の育成

(1) ② 以下により、統計研修の効果的な活用を図る

イ 総務省は、新規採用時、昇任時など節目において、各府省の統計人材の統計研修の受講を促進する。なお、職員一般を対象とした研修プログラムでは、必要な統計リテラシー確保のため、主要統計等に関する基礎知識や見方・使い方、基本的なデータ処理や分析の手法などを取り上げる。

# 関連する規定、提言等

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める

## 平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議（抄）

### 1 基本的な考え方

公的統計に関しては、各方面から、いわゆる業務統計を作成する原局の統計技術上の問題、集計等を行うための民間委託の問題、出来上がった統計の解釈上の問題など、様々な指摘が行われている。これらに対応し、公的統計に対する国民の信頼と協力を確保していくためには、各府省は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基本理念にのっとり、公的統計を適切かつ合理的な方法により、中立性及び信頼性が確保されるように作成するとともに、その適切な利活用を図っていくことを改めて徹底する必要がある。

## EBPM・統計改革WG提言（自由民主党行政改革推進本部）（抄）

### （2）職員の能力向上等

各種統計やデータ等の取扱いはEBPMを推進する上での土台であることから、各府省においては、政策立案総括審議官等が中心となって、政策立案部門の職員に対する基礎的な統計、各種データの取扱い、ロジックモデルの作成・適用の方法等に関する研修を企画・実施すべきである。

また、統計法改正により新設される各府省の統計幹事及びその補佐体制を充実して、各府省内の政策立案部門における各種実態調査や統計的分析、上記の研修の実施に際して、専門的な立場から技術提供・支援を行うべきである。さらに、総務省は、統計研究研修所を中心に、統計部門にとどまらず、府省全体のデータ分析スキルの向上を図る研修の企画・実施を行うこととし、特に、より多くの政策立案部門の職員が研修機会を得られるよう、eラーニングを充実すべきである。

なお、今回の事態は、データ処理等の委託や委託業者の管理の問題でもあり、適正な取扱いを改めて徹底するとともに、管理等のルールも再度精査すべきである。

## 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院総務委員会）（抄）

五 公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

## 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院総務委員会）（抄）

一、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

# (参考) 各府省の統計幹事

内閣官房幹事	内閣審議官 (内閣人事局)	稲山 文男
人事院幹事	事務総局総括審議官	松尾 恵美子
内閣府幹事	大臣官房総括審議官	嶋田 裕光
宮内庁幹事	長官官房審議官	野村 善史
公正取引委員会幹事	事務総局官房政策立案総括審議官	山田 弘
警察庁幹事	情報通信局長	村田 利見
個人情報保護委員会幹事	事務局次長	福浦 裕介
金融庁幹事	総合政策局参事官	松尾 元信
消費者庁幹事	政策立案総括審議官	高田 潔
復興庁幹事	統括官	末宗 徹郎
総務省幹事	統計局長	千野 雅人
総務省幹事 (総括)	政策統括官 (統計基準担当)	三宅 俊光
法務省幹事	大臣官房司法法制部長	小出 邦夫
外務省幹事	大臣官房長	下川 眞樹太
財務省幹事	大臣官房総括審議官	茶谷 栄治
文部科学省幹事	生涯学習政策局長	常盤 豊
厚生労働省幹事	政策統括官 (統計・情報政策、政策評価担当)	大西 康之
農林水産省幹事	大臣官房統計部長	大杉 武博
経済産業省幹事	大臣官房調査統計グループ長	吉本 豊 (※吉は「土」に「口」)
国土交通省幹事	大臣官房政策立案総括審議官	青柳 一郎
環境省幹事	政策立案総括審議官	和田 篤也
原子力規制委員会幹事	原子力規制庁次長	荻野 徹
防衛省幹事	大臣官房政策立案総括審議官	鈴木 敦夫